

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年7月 14 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400695号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2500010号

第1 結論

昭和37年10月から昭和40年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和37年10月から昭和40年3月まで

元夫とは、婚姻する2年ほど前から同棲しており、同棲中に元夫の父が、年金は大事だからと言って私の国民年金保険料の納付を始め、その1、2年後からは、元夫が私達夫婦の国民年金保険料を納付してくれていたが、年金記録を見ると、請求期間が未納となっている。

元夫の父及び元夫が、いつから、どのように私の国民年金保険料を納付してくれたかなどの詳しいことは分からないが、国民年金保険料を納付してくれていたことは間違いないので、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、元夫の父が私の国民年金保険料を納付してくれていたが、納付を始めて1年か2年経った頃に、当該父から自分達で国民年金保険料を納付するように言われたので、それからは元夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれた旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、国民年金保険料を納付するためには、住所地の市区町村において国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）の払出しを受ける必要があるところ、請求者の戸籍の附票によると、婚姻前のA県B市の住所は昭和38年2月28日に職権消除されている上、請求者は、請求期間当時、住民票の異動の手続は行っていない旨陳述しており、C県D市に居住していたとする請求者の請求期間当時の住所地を特定することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、請求者の婚姻届提出後の昭和39年10月頃にD市で払い出されていることが確認でき、当該払出時点において、請求期間の国民年金保険料を遡って納付することは可能であるが、請求者の国民年金保険料を納付したとする請求者の元夫及びその父は既に亡くなっている上、請求者は、国民年金の加入手続及び保険料納付について、自身で行っていないので分からない旨陳述しており、当時の具体的な手続及び納付状況を確認することができない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者、請求者の元夫及びその父が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2500001 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2500025 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 6 年 3 月 31 日から平成 7 年 3 月 7 日まで

A社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が平成 6 年 3 月 31 日となっているが、平成 7 年 3 月まで在籍していたと思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(以下「全喪年月日」という。)と同日の平成 7 年 3 月 7 日と記録されていたが、その後、平成 7 年 3 月 31 日付けで、当該全喪年月日を遡って平成 6 年 3 月 31 日とする訂正処理が行われており、請求者の資格喪失年月日についても、平成 6 年 10 月 1 日の定時決定を取り消した上で、平成 6 年 3 月 31 日に遡って資格喪失する処理が行われていることが確認できる。

一方、商業登記の記録によると、A社は平成 8 年に解散しており、同社の元事業主に照会文書を送付したところ、当該回答文書には、元事業主は病気のため当時の記憶がない旨が代筆で記載されており、請求者が請求期間において、同社に勤務又は在籍し、継続して報酬の支払いを受けていたか否かについて、元事業主に確認することができない。

また、オンライン記録において、請求期間にA社における厚生年金保険被保険者記録がある同僚に照会を行い複数の者から回答を得たが、請求者が請求期間において、同社に勤務又は在籍していたことを具体的に回答又は陳述した者はいない。

このほか、請求者が、請求期間において、A社に勤務又は在籍し、継続して報酬の支払いを受けていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間において、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたとは認められないことから、前述の請求期間に係る被保険者資格の喪失年月日の遡及訂正処理が不合理な処理であるとはいえず、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を訂正することはできない。